

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和3年度第2回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和3年7月28日(水曜日) 午後1時30分～午後2時30分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 藤巻 眞理子 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子
5 欠席者名	岩崎 万智子 桑原 菜津子 齋藤 幸枝 今川 夏如
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和3年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和3年7月28日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時30分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
岩崎 万智子（欠席） 桑原 菜津子（欠席）
藤巻 真理子 今川 夏如（欠席）
齋藤 幸枝（欠席） 田中 孝之
谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

【議案】

- (1) 議案第 1 号 電子計算機の結合について
(事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)

【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

徳永 康洋

総務局総務部行政透明推進課 課長補佐兼情報提供係長

池田 麻衣子

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

堀切 昇

1 開 会

事務局 本日はご多用のところ、また酷暑の中、全員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから令和3年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、岩崎委員、桑原委員、今川委員、齋藤委員から欠席の連絡をいただいております。

本日の定足数でございますが、定員10名のところ6名が出席となりますので、会議は成立します。

なお、事務局の方に異動があったので、お知らせいたします。長年この審議会を担当していた豊田主査が、兼務辞令ではあるのですが、保健所のワクチン対策室のほうに当分の間お手伝いに行っております。よって、職員が1人削られたような状況になっておりまして、本来の豊田に代わる担当の中元の方が本日お休みとなっておりますので、池田課長補佐にお手伝いをしていただきます。

よろしく申し上げます。なお、総務部長につきましても所用がございまして、欠席とさせていただきます。

以上でございます。

本日は、傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。

では、まず初めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第1号に係る電子計算機結合に関する意見照会書、報告資料(1)の個人情報取扱事務に係る届出について(報告)がございまして、

資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございまして、お申出ください。よろしいでしょうか。

(資料確認)

それでは、本日の議案は1件となります。これからの議事進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、馬橋会長、よろしく願いいたします。

2 議 題

議案第 1 号 電子計算機の結合について（事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス事務）

議長 どうもご準備ご苦労さまでございまして、人数の足りないところご苦労さまでした。それでは、早速議案の第1号から入りたいと思いますが、もういらしているのですか。

事務局 はい。

議長 では、ご説明をお伺いしたいと思います。お呼びしてください。

〔実施機関（デジタル改革推進部）入室〕

議長 どうぞおかけになってください。

そうしましたら、お名前とご担当をお願いいたします。

実施機関 デジタル改革推進部の須藤と申します。よろしくをお願いいたします。デジタル改革推進部の仲田と申します。よろしく申し上げます。

議長 ご苦労さまです。

それでは、ご説明のほどをよろしくをお願いいたします。

実施機関 では、説明のほうは須藤のほうからさせていただきます。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

今回ご審議いただくものは、電子申請サービスに2つ新たに追加するということでご審議いただくこととなります。

初めに、電子申請サービスの電子計算機結合についてご説明いたします。資料の1ページを御覧ください。電子申請サービスとは、自宅や職場などのパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して申請、届出をすることができるサービスです。インターネットを利用した通信を安心安全に行うために、申請等の情報を送受信の際には通信経路を暗合化して行っております。また、不正アクセスの排除、データの改ざん防止、ウイルス対策など、万全なセキュリティー対策を取って運用しております。

2の利用イメージのほうを御覧ください。こちら「埼玉県電子申請システムのイメージ」と書いてありますが、システム本体、全体の契約は埼玉県が一括して行っており、さいたま市をはじめとする県内各自治体は、埼玉県と協定を結ぶ形でシステムを利用しております。さいたま市の市民の皆様から申請いただいた情報につきましては、イメージの中段に「さいたま市電子申請」とございまして、さいたま市にて管理しているスペースのほうに保存されておまして、さいたま市以外の、例えば埼玉県ですとか県内の他市町村からはアクセスできない仕組みとなっております。

また、下段の図になりますが、市民の皆様から申請いただいた情報の受け取りにつ

きましては、各業務担当課がさいたま市で管理しております専用回線用端末を用いて申請情報を受け取り、各申請の処理を行っております。

続いて、資料2ページを御覧ください。電子申請サービスでは、手続を追加する都度、審議会への意見照会が必要かどうかを判断基準に基づきまして行っております。本日お諮りする2つの手続は、この判断基準の5番、要綱、要領等により申請が必要とされているものに該当することから、新たに電子申請サービスに追加するに当たり、意見照会をさせていただくものでございます。

本日お諮りする2つの手続ですが、お手元にある別紙、電子申請追加手続一覧があるかと思いますが、そちらに記載されています見沼区プロモーション動画借用届と、さいたま市スクールアシスタント採用選考申込書の2つとなります。

それでは、資料に戻って各手続についてご説明させていただきます。資料4ページを御覧ください。こちらは、見沼区コミュニティ課が所管する見沼区プロモーション動画の借用についてでございます。この事業は、区内の見どころを発信することにより、区民の郷土への愛着を深めることを目的として作成した動画を収録したDVDを希望者に無料で貸出しするものでございます。現在は、書面により受け付けておりますが、利用促進のため電子申請サービスでも受付できるようにしたいと考えております。制度については、定めた条例等はなく、デジタル手続法またはオンライン条例の対象とならないため、今回意見照会の方を行わせていただくものでございます。

電子計算機の結合により取扱う個人情報は、届出者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスでございます。

続きまして、資料5ページを御覧ください。こちらは、教職員人事課所管のスクールアシスタント配置事業についてです。この事業は、学校における様々な補助要員を統合し、スクールアシスタントとして配置することにより学校の要望や実情に応じた支援を行うものです。現在、郵送により受け付けておりますが、利便性向上及び人材確保のため、電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。

手続の根拠法令となるさいたま市スクールアシスタント設置要綱は、デジタル手続法またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会をさせていただくものでございます。電子計算機の結合により取扱う個人情報は、申込者の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、職歴、所有教員免許状、また、さいたま市立学校に通勤通学中の親族の方の氏名、続柄となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ご苦労さまでした。
 何かご質問とか。違う内容が2つあるということでございます。何かございますでしょうか。

 どうぞ。

内田委員 ありがとうございます。4ページの見沼区プロモーション動画の活用についてお伺いしたいのですが、ユーチューブで配信されているということなので、無料で誰でも見られるということでしたが、それでしたら私見てみました。3分の、とても花とかが出ていて美しい画像で、いいなと思ったのですけれども、3分間ですので、わざわざDVDを借りられる方がいるのかということちょっと思ったので、この利用促進とおっしゃるのは、その映像を利用させたいのかDVDを利用させたいのか。もしDVDを利用させたいというのであれば、この申出が納得いくものなのですけれども。でもその場合もう一つ、見沼たんぼの魅力も資料として何か作っていらっしゃるのか。こちらは15分間ありましたので、もっと長い画像だったらDVDでも借りる方がいらっしゃるのかなと思いました。ちょっとその2点、利用促進されたいというのが映像のほうなのかDVDなのか。もしこういうシステムを使うとしたら、ほかにもたくさんある、もっと長編の動画とかを貸し出されたほうがいいのではないかなと思ったのですけれども、ちょっとお伺いしたいと思いました。

議長 その点、いかがでしょうか。

実施機関 この動画、DVDの貸出しを想定している主な貸出し先なのですけれども、個人の方がお借りするという事は、それはおっしゃるとおりユーチューブで見れてしまうので、あまり想定していなくて、市民団体などが何かイベントを開催したり集まりを行ったりするときに、その開催する会議室などで映像を流すというような形を想定しておりまして、現時点ではなかなかこういった会議室にユーチューブの動画がそのままテレビ画面に映し出せるような設備が整ったところはなかなかないかなと思ひまして、ただ、ビデオデッキなどは備えつけてあったりする場所もありますので、そのためにDVDという媒体は必要になってくるかなと思います。

内田委員 では、もう一つの、もっと長編のものも今後は貸し出す、ご利用できる方向で貸し出していくということは考えていらっしゃいますか。

実施機関 それについては、事業の実施している部署がまた違ってございまして、広報課のほうでもいろいろな映像コンテンツのようなものは作成してユーチューブに載せたりしているのですけれども、このDVDの貸出しについては、見沼区役所が独自の事業として作成してこういった貸出しを行っているものですので、市全体としては、おっしゃるようなことも考えていくべきかとは思いますが、見沼区コミュニティ課としては、自分たち

で作った動画を少しでも多くの人に見ていただきたいということで、こういった申請を上げさせていただいています。

内田委員 そうなると見沼たんぼの魅力のほうは、また別の方が作ったということですね。分かりました。

では、3分間でも借りる方、ネット上で借りることができれば利用者はいらっしゃるのだろうかということなののでしょうか。

実施機関 はい。

内田委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 何かほかにありますか。

今、大体一月にどのくらいDVDで借りてくれるという人がいるのでしょうか。

実施機関 実際のところ、庁内の部署間での貸出しというのはあるところなのですが、民間の方の貸出し依頼というのは、用意はしているのですが、実際に借りた方はまだいらっしゃらないということにして、そのため少しでも借りやすくすることで利用につなげたいということでございます。

議長 ユーチューブのほうはどのくらい見ているの。

実施機関 ユーチューブのほうは、今日閲覧数をちょっと確認しましたら三千……

議長 延べ。

実施機関 そうですね、延べ3, 300とかだったかと、はい。

議長 先生はそんなに見ていないでしょう。1回か2回でしょう。

内田委員 1回です。すみません。

議長 では、そっちで需要足りているから、そういう団体なんかのとき、こういうわけね。

実施機関 そうですね。

議長 これは、これを例えばつなぐことによって何か特別に費用はかかるの。これを入れるというか、この内容をつなぐということによって費用はかかるの、別に。

実施機関 費用については、手続を幾ら増やしても定額で変わりませんので、追加費用はかかりません。

議長 かからない。

実施機関 はい。

議長 あまりかかるようだったら何かそれほど効果が、今までゼロだったのが2になってもあまり効果はないですね。これは、むしろ何というかあれですね、こちらの要望というか、こちらでは見てほしいというためのつなぎ。

あともう一つのは、申込者の方の便宜を図る、ということなのでしょうね。

何かご意見ございますか。

どうぞ。

田中委員 4ページのほうの見沼区のプロモーション動画、これは事業概要というのは、各区でもこういうようなことは今もやっているのでしょうか。見沼区は特殊、特有な問題ではないよね、これ。こういう事業はどこでもやるわな、これから。あるいはやっているか、あるいはこれからやるかということはあると思うよね。一々そのたびに同じように審査会のほうに出すわけですか。

実施機関 そうですね、今現状、このプロモーション動画のDVD等での貸出しを行っているのは見沼区だけでございます。プロモーション動画自体は、西区でもユーチューブのほうには上げているところではあるのですけれども、DVDの貸出しは行っておりません。なので、今後もしそちらのプロモーションビデオも貸出しを行うようになった場合には……

田中委員 その申請が出れば、この審査会に一々出し、審査してもらおうということですね。

実施機関 させていただくことになると思います。

田中委員 ご苦労さま。

議長 どうでしょう、このスクールアシスタントのほうは何かございますか。

これまでいろいろこうやって何か市民の人がすぐ申込みできるとかいうのをやってきたのだけれども、具体的にちょっとどのくらいそういう人の割合というのが増えているの。このシステムを使って接触してくる人はどのくらい増えたの。例えばいろんな申請だなんだとあるけれども、増えたけれども、割合の問題かな。

実施機関 どれだけの方が通常の手続ではなく電子申請を使っているかというところについては、ちょっと今数字のほうはないのですけれども、利用状況につきましては、令和元年度は、この電子申請全体なのですけれども、2万660件だったものが昨年度につきましては2万9,930件と、利用されている数は伸びております。

議長 取りあえずこの埼玉県の何とかにつないでいるものだよな、の関係でいいわけ。

実施機関 そうですね。

議長 そういう考えだということ。何か苦情とか事故とかそういうのは今までないですか。

実施機関 特に聞いたことはございませんので。

議長 聞いたことがないって結構あるので、そういう形で言ってもらわないと。

実施機関 そちらのほうはございませんので。

議長 よその市の関係ではどうですか。よその市もたくさん入れていますよね。同じようなことやっていますよね。埼玉県の。そこで何か事故があったとかということはないですか。

実施機関 いや、他市のほうでも、この電子申請に関して何か事故があったということについては、こちらのほうでは聞いたことはございませんので、ないかと思います。

野辺委員 スクールアシスタントの方々というのは、小中の特別支援学校のみに今配置されている制度ですよ。普通学校というか普通学級では……、5ページのところを見ているのですけれども、スクールアシスタントの配置事業。特別支援学校のみいらっしゃる一つの補助教員のような方ですか。

実施機関 すみません、特別支援学校に限らず、市立の学校全般に、今まで古い言い方をしますと臨時職員さんに代わるようなものですので、広くいろんな業務で作業されているかと思います。

野辺委員 1校当たり何名ぐらいまで。

実施機関 1校当たりの数というのがちょっと把握はしていないのですけれども、全体として650名程度が令和3年度の当初に採用されている……

野辺委員 それはさいたま市内の全ての学校。

実施機関 はい。さいたま市全体で令和3年4月1日付で650名の方が採用されたそうです。

野辺委員 それはいつ頃から始まった制度なのですか、スクールアシスタントは。

実施機関 スクールアシスタントは、平成26年からスクールアシスタントという形で、その形になっております。平成26年からスクールアシスタントという名称となって、それ以前、平成25年度までについては、例えば学級等支援員ですとか少人数指導等支援員ですとか、日本人英会話講師とかいろんな名前になっていたのですけれども、要はそれぞれの勤務条件の統一ですとか業務を弾力的に行うなど行うために全てを一括してスクールアシスタントという名称となっております。

野辺委員 分かりました。

議長 このスクールアシスタント配置事業についてというのは、これはいつできた書面なのですか。

実施機関 この資料自体ですか。

議長 はい。

実施機関 この資料自体は本日のために作成しました。

このスクールアシスタント配置事業につきましては、すみません……

議長 「教職員人事課」と書いてある。

実施機関 そうですね、教職員人事課のほうで行っている事業でございます、ちょっとこの配置事業自体がいつからちょっと開始しているかについては、申し訳ございません。26年から名称が使われ始めておりますので、その頃からあったと……

議長 コロナ禍で今年度から新規申込みができる予定だと書いてあるから。大体こういうのは4月から募集するのではないの、違うの。4月からやってもらうのではないの。そういうことは入っていないの。

実施機関 今回は、来年度の採用に向けた募集をかけるに当たって、オンラインでの申請を受け付けたいという要望を受けましてお出しさせていただいています。

野辺委員 任期は1年なのですか。

実施機関 任期は各年度となっております。そうですね……

野辺委員 4月から翌年の3月末までの1年間。

実施機関 そうですね、4月に採用されれば4月から翌年度の3月。また、途中での補充という形で、年度の途中であったとしても年度末までの採用という形になります。

野辺委員 年度末以降継続してアシスタントとして仕事をしたいという場合には、それは延長はできることなのですか。

実施機関 任用期間につきましては、基本は初めから年度末なのですが、勤務実績の評価に基づいて連続で4回まで更新が可能。最大で5年間行うことができます。

議長 これはではいつから実施するの。いつからつなぐつもりなの。

実施機関 こちらのほうにつきましては、今年の9月から10月頃この受付となりますので、この期間ということになります。

議長 そういうことですから。何かございますか。

[発言する者なし]

議長 それでは、いかがでございましょうか、この電子計算機の結合、保護条例の8条の(2)に基づいて、公益上必要があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そのようにいたしますので、どうぞ。

実施機関 ありがとうございます。

議長 どのぐらい増えたか教えてください。

実施機関 DVDの貸出しが。

議長 よろしくお願ひします。

実施機関 それでは、失礼いたします。ありがとうございました。

〔実施機関（デジタル改革推進部）退室〕

報告事項

(1) 個人情報取扱事務の報告について

議長 では、どうぞ。

事務局 それでは、個人情報取扱事務届出の報告について説明をさせていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく市長から本審議会宛てへの報告でございます。

報告資料(1)を御覧ください。1ページ目に、令和3年7月9日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和3年5月1日から6月30日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書、廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が54件、変更が110件、廃止が32件となっております。なお、届出書は9ページから204ページに記載されております。

また、今回報告の件数が通常よりも多くなっております。これは、各担当課において個人情報取扱事務の管理を強化してもらうため、年度当初に事務の見直しを依頼した成果によるものと思われまます。今後もこのような取組を行い、個人情報取扱事務の適正な管理に努めてまいります。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

何かご意見ございますか。

やたら増えたので、ちょっと心配。

では、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 これはご報告を受けたということといたします。ありがとうございました。

3 その他

議長 それでは、次は次回の話。次回は9月だけ。

事務局 はい。9月29日水曜日、午後1時30分を予定しております。

議長 それはどうですか。やる予定。

事務局 はい。実は、デジタル改革推進部のほうで今年度電子申請システム、先ほど説明申し上げたあのシステムをもう少し利用しようという計画がございまして、そちらの関係で結構な件数の申請が、事業の展開からすると9月ぐらいに来るということで話をしておりましたので、まずはそちらのほうに審議会に意見照会をさせていただきたいということで、事前の話を受けているところです。

議長 僕のところもやってくれ、やってくれというよりは、推進部で言って動くという状況なの。

実施機関 今のところシステム自体はデジタル改革推進部で所管というか管理をしているものになりますので、今回のように各所管からいろんなものを集めまして、デジタル改革推進部の方で皆様方に一括してご説明という形にさせていただきたいと思います。

議長 ご苦労さまです。とにかく書類作るのが大変でしょうけれども。

それでは、今日は終了してしまっているのですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 どうもありがとうございました。